

様式 4 附属機関等概要

附属機関等名 (庶務担当課)	埼玉県文化財保護審議会 (文化財・博物館課)	
設置年月日	昭和51年4月1日	
設置根拠等	文化財保護法第190条第1項 埼玉県文化財保護審議会条例 埼玉県文化財保護審議会規則	
委員定数・任期	20人以内・2年	
職務内容	教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。	
公開・非公開の別	公開	
令和5年度の活動状況 ・開催日 ・場所 ・議題等	<p>第1回</p> <p>開催日 令和5年7月10日(月)</p> <p>場所 さいたま共済会館 501会議室</p> <p>議題等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年度諮問の文化財について <ol style="list-style-type: none"> (1) 県指定文化財の指定 (2) 県指定文化財の追加指定 2 各部会の調査・検討事項について 3 報告 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和4年度の指定文化財の現状変更 (2) 令和5年度文化財関係主要事業 <p>第2回</p> <p>開催日 令和6年2月13日(火)</p> <p>場所 埼玉県県民健康センター 中会議室</p> <p>議題等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年度答申の文化財について <ol style="list-style-type: none"> (1) 県指定文化財の指定 (2) 県指定文化財の追加指定 2 各部会の調査・検討事項について 3 報告 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和5年度国・県指定等文化財の主な補助事業 (2) 令和5年度新規国指定・登録文化財 	